

○総務省告示第百八十二号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十二日

総務大臣 山本 早苗

別表第一号の2中

「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策

中継放送） SHV

を

「高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信障害対策）  
超高精細度テレビジョン放送（デジタル放送）」

害対策中継放送） SHV

DSV

に改める。